

地方独立行政法人知多半島総合医療機構有期雇用職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構有期雇用職員就業規程（以下「有期雇用職員就業規程」という。）第58条の規定に基づき、有期雇用職員就業規程第2条第1項及び第2項に掲げる職員（以下「職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、代務医師の給与及び費用弁償については理事長が別に定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与とは、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 給与は、他の規程に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(報酬表)

第3条 職員の報酬の基準となる金額（以下「基準額」という。）

は、別表第1に掲げる報酬表（以下単に「報酬表」という。）によるものとする。

2 前項の報酬表は、全ての職員に適用するものとする。

(職務の級)

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを報酬表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い理事長が決定する。

(職務の号給)

第5条 職員となった者の号給は、理事長が別に定める基準に従い理事長が決定する。

(職員の報酬)

第6条 月額で報酬を定める職員の報酬の額（以下「基準月額」という。）は、基準額に、当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間を地方独立行政法人知多半島総合医療機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第4条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。ただし、第5項に規定する基準月額を用いたときは、その端数を切り上げた額。以下第2項及び第3項において同じ。）とする。

- 2 日額で報酬を定める職員の報酬の額は、報酬月額を21で除して得た額に、当該職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間額で報酬を定める職員の報酬の額は、報酬月額に12を乗じ、その額を勤務時間規程第4条に定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、これらに規定する職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間規程第4条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額をいい、基準月額に第7条に定める地域手当を加算した額を「報酬月額」という。
- 5 前項の規定にかかわらず、報酬月額が、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額（以下「最低賃金」という。）に勤務時間規程第4条に定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもの（以下「年間所定労働時間」という。）を12で除したものを乗じて得た額を下回る場合は、当該職員の報酬月額は、最低賃金に年間所定労働時間を12で除したものを乗じて得た額とする。
（地域手当に係る報酬）

第7条 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当を支給する。

- 2 地域手当は、基準月額に100分の8を乗じて得た額とする。
- 3 別表第1の医療職報酬表（一）の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で理事長の定めるものに限る。）には、当分の間、前項の規定にかかわらず、基準月額に100分の16を乗じて得た額を支給する。
（報酬の支給）

第8条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、理事長が別に定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められた職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められた職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から勤務時間規程第5条第1項、第6条及び第7条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日

数を基礎として日割りによって計算する。

(通勤に係る費用弁償)

第9条 地方独立行政法人知多半島総合医療機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第14条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、理事長が別に定める。

(業務のための旅費に係る費用弁償)

第10条 職員が業務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構旅費規程の例による。

(超過勤務に係る報酬)

第11条 当該職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、前項の勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、超過勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50

までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間 100分の50

（休日勤務に係る報酬）

第12条 勤務時間規程第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び勤務時間規程第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間規程第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

（夜勤に係る報酬）

第13条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(宿日直勤務に係る報酬)

第14条 宿直勤務又は日直勤務(以下「宿日直勤務」という。)を命ぜられた職員に対して報酬を支給する。

2 宿日直勤務に係る報酬の額は、その勤務1回につき9,000円を超えない範囲内において理事長が定める額により計算して得た額とする。

3 医師の宿日直勤務に係る報酬の額は、前項の規定にかかわらず、22,500円を超えない範囲内において理事長が定める額とする。

4 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、23,500円を超えない範囲内において理事長が定める月額宿日直に係る報酬を支給する。

5 第1項の勤務は、第11条第1項、第12条第1項及び第13条第1項の勤務には含まれないものとする。

(期末手当)

第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職し、任期の定めが6月以上の職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として理事長が別に定めるものを除く。以下この条において同じ。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した任期の定めが6月以上の職員についても、同様とする。

2 任期の定めが6月に満たない職員が一会計年度内における任期の定め合計が6月以上に至った場合、又は前会計年度の末日まで職員として任用され、同日の翌日に任用されたときにおける当該会計年度の任期と前会計年度の任期の通算が6月以上に至った場合は、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。

3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額とする。

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した一般職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき報酬月額とする。

5 期末手当の支給日については、理事長が別に定める。

6 給与規程第24条の2及び第24条の3の規定は、期末手当の支給について準用する。この場合において、同規程第24条の2中「前条第1項」とあるのは「地方独立行政法人知多半島総合医療機構有期雇用職員給与規程第15条第1項」と、給与規程第24条の2第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(地方独立行政法人知多半島総合医療機構有期雇用職員給与規程第15条第5項に規定する理事長が別に

定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

第15条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職し、任期の定めが6月以上の職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として理事長が別に定めるものを除く。以下この条において同じ。)に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した任期の定めが6月以上の職員についても、同様とする。

2 任期の定めが6月に満たない職員が一会計年度内における任期の定め合計が6月以上に至った場合、又は前会計年度の末日まで職員として任用され、同日の翌日に任用されたときにおける当該会計年度の任期と前会計年度の任期の通算が6月以上に至った場合は、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とし、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき報酬月額とする。

5 勤勉手当の支給日については、理事長が別に定める。

6 給与規程第24条の2及び第24条の3の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同規程第24条の2中「前条第1項」とあるのは「地方独立行政法人知多半島総合医療機構有期雇用職員給与規程第15条の2第1項」と、給与規程第24条の2第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(地方独立行政法人知多半島総合医療機構有期雇用職員給与規程第15条の2第5項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

(特殊勤務に係る報酬)

第16条 他に特別の規定があるもののほか、特殊の勤務に従事し、その勤務に従事することを命ぜられた職員には、理事長が別に定める基準に従い、報酬を支給する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第17条 第11条から第13条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第6条第1項の規定により計算して得た額及び理事長が別に定める手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じて得た額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第6条第2項の規定により計算して得た額及び理事長が別に定める手当に相当する報酬の日額の合計額を当該職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第6条第3項の規定により計算して得た額及び理事長が別に定める手当に相当する報酬の時間額の合計額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第6条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第6条第2項の規定により計算して得た額を当該職員について定められた1日当たりの勤務時間を除して得た額

(報酬の減額)

第18条 月額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間規程第9条の2第1項に規定する超勤代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他理事長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間規程第9条の2第1項に規定する超勤代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他理事長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(休職者の給与)

第19条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規程第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中いか

なる報酬も支給しない。

(給与からの控除)

第20条 給与規程第3条の2の規定については、職員について準用する。

(理事長が特に必要と認める職員の報酬)

第21条 第2条から第8条まで及び第11条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し、理事長が特に必要と認める職員の報酬については、常勤の職員との均衡及びその他の職務の特殊性を考慮し、理事長が別に定めるものとする。

(雑則)

第22条 給与の支給方法その他この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(引継職員の特例)

第2条 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第24号。以下「半田市パートタイム会計年度任用職員給与条例」という。)または常滑市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成25年条例第11号。以下「常滑市病院事業職員給与条例」という。)の適用を受けていた職員が引き続き法人の職員となった場合(以下「引継職員」という。)において、当該職員に適用するこの規程に規定する給与は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)が定める場合を除き、同日以前の半田市パートタイム会計年度任用職員給与条例又は常滑市病院事業職員給与条例の規定による給与その他の事情を考慮して理事長が定める。

第3条 引継職員の均衡上調整の必要があると認められるもののこの規程における給与については、その均衡上必要があると認められる限度において、理事長が必要な調整を行うことができる。

第4条 引継職員で施行日においてその者の受ける給料月額が施行日の前日においてその者の受けていた給料月額またはそれに相当する額として理事長が定める額に達しないこととなるものには、令和12年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を報酬として支給する。

附 則

この規程は、令和7年12月3日から施行し、令和7年4月1日から

適用する。ただし、改正後の規程は、施行日以前に退職した職員については適用しない。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 行政職報酬表（一）

職務の級	1 級	2 級
号給	報酬月額	報酬月額
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000

25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600

58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100
62	259,000	296,700
63	259,300	297,200
64	259,600	297,700
65	259,900	298,200
66	260,200	298,800
67	260,500	299,300
68	260,800	299,900
69	261,100	300,300
70	261,400	300,800
71	261,700	301,300
72	262,000	301,900
73	262,300	302,400
74	262,600	302,800
75	262,900	303,100
76	263,200	303,400
77	263,500	303,600
78	263,800	303,900
79	264,100	304,100
80	264,400	304,400
81	264,700	304,600
82	265,000	304,800
83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000

91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800
94		308,000
95		308,300
96		308,700
97		308,900
98		309,200
99		309,500
100		309,900
101		310,100
102		310,400
103		310,700
104		311,000
105		311,200
106		311,500
107		311,800
108		312,100
109		312,300
110		312,600
111		313,000
112		313,300
113		313,500
114		313,700
115		314,000
116		314,400
117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200

124	316,500
125	316,800

備考 この表は、他の報酬表の適用を受けないすべての職員に適用する。

2 行政職報酬表（二）

職務の級	1 級	2 級
号給	報酬月額	報酬月額
1	198,200	240,400
2	199,900	241,200
3	201,600	242,000
4	203,300	242,700
5	205,000	243,400
6	206,700	244,100
7	208,300	244,900
8	209,900	245,600
9	211,500	246,400
10	213,000	247,100
11	214,500	247,800
12	215,900	248,400
13	217,300	249,100
14	218,800	249,500
15	220,300	250,000
16	221,800	250,400
17	223,200	250,900
18	224,600	251,300
19	226,000	251,800
20	227,400	252,200
21	228,800	252,500
22	229,800	252,800
23	230,900	253,100
24	232,000	253,400
25	233,000	253,900
26	233,800	254,400

27	234,700	254,800
28	235,500	255,300
29	236,400	255,800
30	237,200	256,300
31	238,000	256,700
32	238,800	257,100
33	239,600	257,400
34	240,100	257,900
35	240,600	258,400
36	241,100	258,800
37	241,700	259,200
38	242,200	259,700
39	242,700	260,100
40	243,200	260,500
41	243,700	260,900
42	244,000	261,300
43	244,300	261,800
44	244,700	262,100
45	245,100	262,400
46	245,500	262,800
47	245,900	263,200
48	246,300	263,500
49	246,600	263,900
50	246,900	264,300
51	247,200	264,600
52	247,500	264,900
53	247,700	265,300
54	248,000	265,600
55	248,300	265,900
56	248,600	266,300
57	248,800	266,600
58	249,100	266,900
59	249,400	267,200

60	249,600	267,500
61	249,800	267,800
62	250,100	268,100
63	250,400	268,400
64	250,600	268,700
65	250,800	268,900
66	251,100	269,200
67	251,400	269,500
68	251,600	269,700
69	251,800	269,900
70	252,100	270,200
71	252,400	270,500
72	252,600	270,700
73	252,800	270,900
74	253,100	271,200
75	253,400	271,500
76	253,600	271,700
77	253,800	271,900
78	254,100	272,200
79	254,400	272,500
80	254,600	272,700
81	254,800	272,900
82	255,100	273,200
83	255,300	273,500
84	255,600	273,700
85	255,800	273,900
86	256,000	274,100
87	256,300	274,400
88	256,600	274,700
89	256,800	274,900
90	257,100	275,100
91	257,400	275,400
92	257,600	275,600

93	257,800	275,900
94	258,100	276,200
95	258,400	276,500
96	258,600	276,700
97	258,800	276,900
98	259,100	277,200
99	259,400	277,400
100	259,600	277,700
101	259,800	277,900
102	260,100	278,100
103	260,400	278,400
104	260,600	278,700
105	260,800	278,900
106		279,100
107		279,400
108		279,600
109		279,900
110		280,200
111		280,500
112		280,700
113		280,900
114		281,200
115		281,400
116		281,600
117		281,900
118		282,200
119		282,500
120		282,700
121		282,900
122		283,100
123		283,400
124		283,700
125		283,900

126	284,100
127	284,400
128	284,700
129	284,900
130	285,100
131	285,400
132	285,700
133	285,900
134	286,100
135	286,400
136	286,700
137	286,900

備考 この表は、療務員その他の職員で理事長が定めるものに適用する。

3 医療職報酬表（一）

職務の級	1 級
号給	報酬月額
1	305,600
2	307,900
3	310,200
4	312,400
5	314,500
6	318,000
7	321,500
8	324,900
9	328,300
10	331,800
11	335,200
12	338,600
13	342,000
14	345,500
15	348,900

16	352,300
17	355,700
18	358,800
19	362,000
20	365,200
21	368,500
22	371,600
23	374,700
24	377,700
25	380,800
26	383,100
27	385,400
28	387,600
29	389,500
30	391,200
31	392,900
32	394,700
33	396,400
34	398,200
35	399,800
36	401,100
37	402,500
38	403,900
39	405,300
40	406,700
41	408,200
42	408,900
43	409,500
44	410,100
45	410,900
46	411,500
47	412,100
48	412,600

49	413,100
50	413,500
51	414,000
52	414,400
53	414,800
54	415,100
55	415,400
56	415,800
57	416,100
58	416,500
59	416,800
60	417,200
61	417,600
62	417,900
63	418,200
64	418,500
65	418,800

備考 この表は法人に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

4 医療職報酬表（二）

職務の級	1 級	2 級
号給	報酬月額	報酬月額
1	201,000	239,800
2	203,100	241,100
3	205,200	242,400
4	207,300	243,700
5	209,300	244,900
6	211,300	246,000
7	213,300	247,000
8	215,100	247,900
9	216,900	249,000
10	218,800	250,100
11	220,700	251,200

12	222,800	252,400
13	224,500	253,600
14	226,500	254,800
15	228,700	256,000
16	230,800	257,100
17	232,900	258,100
18	234,000	259,100
19	235,000	260,200
20	236,100	261,200
21	237,200	262,300
22	238,000	263,200
23	238,900	264,000
24	239,700	264,800
25	240,600	265,600
26	241,500	266,400
27	242,400	267,200
28	243,300	268,000
29	244,100	268,700
30	244,900	269,500
31	245,600	270,300
32	246,400	271,100
33	247,100	271,900
34	247,700	272,700
35	248,400	273,300
36	249,100	274,100
37	249,800	275,000
38	250,400	275,800
39	251,000	276,600
40	251,600	277,300
41	252,200	278,000
42	252,800	278,800
43	253,400	279,600
44	253,900	280,300

45	254,300	281,000
46	254,900	281,800
47	255,300	282,600
48	255,700	283,300
49	256,100	284,000
50	256,600	284,700
51	257,100	285,300
52	257,600	286,000
53	257,900	286,700
54	258,200	287,300
55	258,500	288,000
56	258,800	288,600
57	259,100	289,300
58	259,400	290,000
59	259,700	290,700
60	260,000	291,300
61	260,300	291,800
62	260,600	292,400
63	260,900	293,100
64	261,200	293,700
65	261,500	294,200
66	261,800	294,800
67	262,100	295,500
68	262,400	296,100
69	262,700	296,700
70	263,000	297,300
71	263,300	297,900
72	263,500	298,500
73	263,700	299,100
74	264,000	299,600
75	264,300	300,000
76	264,500	300,400
77	264,700	300,700

78	265,000	301,000
79	265,300	301,200
80	265,500	301,500
81	265,700	301,800
82	266,000	302,000
83	266,300	302,300
84	266,500	302,600
85	266,700	302,800
86		303,000
87		303,200
88		303,400
89		303,800
90		304,000
91		304,200
92		304,400
93		304,800
94		305,000
95		305,200
96		305,500
97		305,800
98		306,000
99		306,200
100		306,500
101		306,800
102		307,000
103		307,200
104		307,500
105		307,800

備考 この表は、法人に勤務する薬剤師、診療放射線技師その他の職員で理事長が定めるものに適用する。

5 医療職報酬表（三）

職務の級	1 級	2 級
号給	報酬月額	報酬月額

1	221,700	254,700
2	223,600	256,800
3	225,400	259,000
4	227,100	261,200
5	228,800	263,400
6	230,700	264,400
7	232,500	265,200
8	234,200	266,100
9	235,900	266,900
10	237,800	268,000
11	239,700	269,100
12	241,600	270,000
13	243,400	270,800
14	245,400	271,500
15	247,400	272,200
16	249,400	273,000
17	251,400	274,100
18	253,400	275,000
19	255,500	275,900
20	257,500	276,800
21	259,400	277,800
22	260,600	278,800
23	261,700	279,700
24	262,800	280,700
25	263,900	281,500
26	264,700	282,400
27	265,600	283,300
28	266,400	284,200
29	267,200	285,200
30	267,900	285,900
31	268,600	286,600
32	269,300	287,300
33	270,100	287,900

34	270,700	288,500
35	271,300	289,000
36	271,800	289,400
37	272,400	289,800
38	273,100	290,400
39	273,800	290,900
40	274,500	291,300
41	275,200	291,700
42	275,800	292,200
43	276,500	292,600
44	277,100	293,100
45	277,900	293,600
46	278,600	294,000
47	279,300	294,500
48	279,900	294,900
49	280,400	295,400
50	280,900	295,800
51	281,300	296,300
52	281,700	296,800
53	282,000	297,200
54	282,500	297,600
55	282,900	298,100
56	283,300	298,500
57	283,700	299,000
58	284,100	299,700
59	284,400	300,400
60	284,700	301,100
61	285,100	301,800
62	285,500	302,700
63	285,900	303,600
64	286,200	304,300
65	286,500	305,000
66	286,900	305,900

67	287,300	306,700
68	287,600	307,500
69	288,000	308,200
70	288,500	309,100
71	288,900	310,000
72	289,200	310,800
73	289,600	311,700
74	290,100	312,500
75	290,600	313,400
76	291,100	314,300
77	291,600	315,100
78	292,100	316,000
79	292,700	317,000
80	293,100	317,900
81	293,600	318,400
82	294,000	319,200
83	294,500	320,100
84	295,000	320,900
85	295,400	321,700
86	295,800	322,600
87	296,300	323,600
88	296,800	324,600
89	297,200	325,500
90	297,700	326,500
91	298,200	327,500
92	298,700	328,500
93	299,200	329,300
94	299,600	330,000
95	300,100	330,700
96	300,700	331,300
97	301,300	331,800
98	301,800	332,100
99	302,300	332,600

100	302,800	333,200
101	303,200	333,600
102	303,700	334,100
103	304,100	334,700
104	304,500	335,200
105	304,900	335,600
106	305,300	336,100
107	305,700	336,600
108	306,000	337,100
109	306,200	337,500
110	306,500	337,800
111	306,700	338,100
112	307,000	338,400
113	307,300	338,700
114	307,500	339,100
115	307,800	339,400
116	308,000	339,700
117	308,300	339,900
118	308,500	340,200
119	308,800	340,500
120	309,100	340,700
121	309,400	340,900
122	309,700	341,200
123	310,000	341,500
124	310,300	341,800
125	310,500	342,000
126	310,700	342,300
127	311,000	342,600
128	311,400	342,800
129	311,600	343,000
130	311,900	343,200
131	312,200	343,500
132	312,600	343,700

133	312,800	344,000
134	313,100	344,400
135	313,400	344,800
136	313,700	345,200
137	313,900	345,500
138	314,200	345,900
139	314,500	346,300
140	314,800	346,700
141	315,000	347,000
142	315,300	347,400
143	315,700	347,700
144	316,000	348,100
145	316,200	348,400
146	316,400	348,800
147	316,700	349,200
148	317,000	349,600
149	317,200	349,900
150	317,400	350,300
151	317,700	350,700
152	318,000	351,100
153	318,400	351,400
154	318,600	
155	318,800	
156	319,100	
157	319,400	
158	319,700	
159	320,000	
160	320,300	
161	320,700	
162	321,000	
163	321,300	
164	321,600	
165	322,000	

166	322,300	
167	322,600	
168	322,900	
169	323,300	

備考 この表は、法人に勤務する助産師及び看護師その他の職員で理事長が定めるものに適用する。

別表第2 等級別基準職務表（第4条関係）

1 行政職報酬表（一）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	基本的な知識又は経験を必要とする業務を行う職務

2 行政職報酬表（二）等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う労務職員の職務
2級	基本的な技能又は経験を必要とする業務を行う労務職員の職務

3 医療職報酬表（一）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医師又は歯科医師の職務

4 医療職報酬表（二）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 診療放射線技師、臨床検査技師、公認心理師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、管理栄養士、視能訓練士、歯科衛生士、救急救命士、胚培養士又は医療技術士（以下「診療放射線技師等」という。）の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする診療放射線技師等の職務

5 医療職報酬表（三）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 助産師又は看護師の職務 2 前号の職務に相当する准看護師の職務